

廣 告 掲 載 取 扱 要 領

「京都市防災ポータルサイト」へのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広 告 媒 体	ホームページの名称	京都市防災ポータルサイト
	ホームページアドレス	https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/
	ホームページの内容	市民や観光客等に、京都市のハザードマップをはじめとする防災情報、災害時の列車運行状況等のライフライン情報、避難情報等の発信、京都市の防災施策（助成制度等）の紹介など、京都市の防災情報検索の入口となるサイトです。
	アクセス数	全ページ：約 113 万ページビュー数／年 トップページ：約 17 万ページビュー数／年 （令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までの実績値です。ただし、このデータは参考であり、ページビュー数を保証するものではありません。）
広 告 の 規 格	広告掲載位置	トップページの下部 （個別の位置については指定できません。）
	広告データ	サイズ：縦 60 ピクセル×横 140 ピクセル ファイル形式：GIF（アニメ不可、透過型不可）又は JPEG データ容量：20 キロバイト以内
	枠数	12 枠
	その他の仕様	・ バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 ・ ALT 属性は自由に設定することができます。 ・ 点滅、切替りのほか、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・ 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・ 解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・ 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 ・ 広告枠に次の文章を掲載します。 「広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。（注意）本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲 載 条 件	広告料金（税込み）	1 枠当たり月額 5,000 円 （原則として毎月 1 日からの月末日までの 1 箇月を単位とし、1 箇月に満たない場合も 1 箇月分の広告料を頂きます。）

	広告掲載期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間中、任意の期間を指定できます（原則として 1 箇月単位）。
	広告原稿の入稿期限	原則として掲載開始日の 2 週間前
	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告掲載者側において作成し、完全データで入稿してください。
掲載基準	関係規程 （必ずお読みください）	・ 京都市広告事業実施要綱 ・ 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込手続等	申込資格	広告代理店等又は広告主とします。 その他の申込資格等の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」（https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html）を確認してください。
	申込方法	広告掲載申込書（京都市広告事業のホームページからダウンロード可）に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 郵送等の場合は、申込期間内必着とします。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類の御提出をお願いします。詳細は京都市広告事業のホームページを御確認のうえ、申込書と併せて御提出ください。
	申込期間	令和 7 年 2 月 13 日から、全枠決定するまで随時受け付けます。 書類の受付は、本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から 30 日以内に、広告料を一括納付してください（分割不可）。 ・ 広告原稿の入稿までに、広告原稿案の事前審査を行います（内容により、修正等をお願いする場合があります）。バナーのリンク先として表示されるページについても審査の対象とします。 ・ 広告内容等が、広告の規格等から逸脱している場合は、広告内容等を変更していただきます。変更に応じない場合は、広告の掲載を取り消すことがあります。 ・ 同一内容の広告を同一期間に複数掲載しないようにしてください。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。差替えを行う場合は、新しいデータを御用意ください（改めて広告原稿案の事前審査を受けていただきます。）。

	・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 契約期間において掲載中の広告の取下げは、書面にて受け付けます。ただし、原則として広告料は返還しません。 ・ 広告掲載者側の都合により、契約期間中に広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告料は返還しません。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任と負担により解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
お申込み・お問い合わせ先	京都市行財政局防災危機管理室（情報システム担当：岩本、河野） 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 電話番号　：075-222-3210 電子メール：bosai@city.kyoto.lg.jp